

特定非営利活動法人Ignite Field Campus 定款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人Ignite Field Campusという。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都中野区に置く。

(目 的)

第3条 この法人は、地域資源の活用、まちづくり、地域マーケティング、教育研修、地域連携プラットフォーム運営等を通じて、地域の魅力を高めるとともに、子ども・若者が地域を学び、地域と関わり、将来の進路や生き方を主体的に考える機会を創出することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

- (1) まちづくりの推進を図る活動
- (2) 経済活動の活性化を図る活動
- (3) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業の種類)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として、次の事業を行う。

- (1) 地域資源活用コンサルティング事業
- (2) 地域マーケティング・教育研修事業
- (3) 調査研究・地域連携プラットフォーム運営事業
- (4) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

第2章 会 員

(種 別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し賛助するために入会した個人及び団体

(入 会)

第7条 会員の入会について、特に条件は定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとする。
- 3 理事長は、前項の申し込みがあったとき、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 4 理事長は、第2項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退 会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除 名)

第11条 会員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを除名することができる。

- (1) この定款に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- 2 前項の規定により会員を除名しようとする場合は、議決の前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

第3章 役 員

(種別及び定数)

第12条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上
- (2) 監事 1人以上
- 2 理事のうち1人を理事長とし、1人以上2人以内を副理事長とする。

(選任等)

第13条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 法第20条各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員になることができない。
- 5 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねてはならない。

(職 務)

第14条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。
- 3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び総会又は理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 5 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。

- (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
- (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
- (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べること。

(任期等)

第15条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠のため、又は増員により就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、任期満了前に、総会において後任の役員が選任された場合は、当該総会が終結するまでを任期とする。後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。
- 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第16条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第17条 役員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを解任することができる。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。
- 2 前項の規定により役員を解任しようとする場合は、議決の前に当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

(報酬等)

第18条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第4章 会 議

(種別)

第19条 この法人の会議は、総会及び理事会の2種とする。

- 2 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(総会の構成)

第20条 総会は、正会員をもって構成する。

(総会の権能)

第21条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散及び合併
- (3) 会員の除名
- (4) 事業計画及び予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び決算

- (6) 役員の選任及び解任
- (7) 役員の職務及び報酬
- (8) 入会金及び会費の額
- (9) 資産の管理の方法
- (10) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第47条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (11) 解散における残余財産の帰属
- (12) 事務局の組織及び運営
- (13) その他運営に関する重要事項

（総会の開催）

第22条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的を記載した書面により招集の請求があったとき。
- (3) 監事が第14条第5項第4号の規定に基づいて招集するとき。

（総会の招集）

第23条 総会は、前条第2項第3号の場合を除いて、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときには、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

（総会の議長）

第24条 総会の議長は、その総会に出席した正会員の中から選出する。

（総会の定足数）

第25条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することはできない。

（総会の議決）

第26条 総会における議決事項は、第23条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、緊急の場合については、総会出席者の2分の1以上の同意により議題とすることができる。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 理事又は正会員が、総会の目的である事項について提案した場合において、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

（総会での表決権等）

第27条 各正会員の表決権は、平等なものとする。

2 やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、前2条及び次条第1項の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(総会の議事録)

第28条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員総数及び出席者数（書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及び総会において選任された議事録署名人2人が、記名押印又は署名しなければならない。
- 3 前2項の規定にかかわらず、正会員全員が書面又は電磁的記録による同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
- (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
 - (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
 - (3) 総会の決議があったものとみなされた日及び正会員総数
 - (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

(理事会の構成)

第29条 理事会は、理事をもって構成する。

(理事会の権能)

第30条 理事会は、この定款に別に定める事項のほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(理事会の開催)

第31条 理事会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の2分の1以上から理事会の目的である事項を記載した書面により招集の請求があったとき。

(理事会の招集)

第32条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(理事会の議長)

第33条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

(理事会の議決)

第34条 理事会における議決事項は、第32条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(理事会での表決権等)

第35条 各理事の表決権は、平等なものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(理事会の議事録)

第36条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあつては、その旨を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人が記名押印又は署名しなければならない。

第5章 資 産

(資産の構成)

第37条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

(1) 設立当初の財産目録に記載された資産

(2) 入会金及び会費

(3) 寄附金品

(4) 財産から生じる収益

(5) 事業に伴う収益

(6) その他の収益

(資産の区分)

第38条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産とする。

(資産の管理)

第39条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第6章 会 計

(会計の原則)

第40条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行わなければならない。

(会計の区分)

第41条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業会計とする。

(事業年度)

第42条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び予算)

第43条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、毎事業年度、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第44条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加及び更正)

第45条 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第46条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(臨機の措置)

第47条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第7章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第48条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する事項については、所轄庁の認証を得なければならない。

2 この法人の定款を変更（前項の規定により所轄庁の認証を得なければならない事項を除く。）したときは、所轄庁に届け出なければならない。

(解 散)

第49条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の議決を経なければならない。

3 第1項第2号の事由によりこの法人が解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第50条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会において議決し

たものに譲渡するものとする。

(合 併)

第51条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第8章 公告の方法

(公告の方法)

第52条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページにおいて行う。

第9章 事務局

(事務局の設置)

第53条 この法人に、この法人の事務を処理するため、事務局を設置することができる。

2 事務局には、事務局長及び必要な職員を置くことができる。

(職員の任免)

第54条 事務局長及び職員の任免は、理事長が行う。

(組織及び運営)

第55条 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第10章 雑 則

(細 則)

第56条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。

理事長	藤 井 千 寿
-----	---------

副理事長	荻 野 光 正
------	---------

理 事	山 井 太
-----	-------

監 事	山 田 仁 志
-----	---------

3 この法人の設立当初の役員の任期は、第15条第1項の規定にかかわらず、この法人の成立の日から令和9年6月30日までとする。

4 この法人の設立当初の事業年度は、第42条の規定にかかわらず、この法人の成立の日から令和9年3月31日までとする。

5 この法人の設立当初の事業計画及び予算は、第43条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。

6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 入会金	正会員（個人・団体）	5,000円	賛助会員（個人・団体）	10,000円
(2) 年会費	正会員（個人・団体）	10,000円	賛助会員（個人・団体）1口	30,000円 (1口以上)

役員名簿（役員名簿及び役員のうち報酬を受ける者の名簿）

特定非営利活動法人Ignite Field Campus

1 確認事項（法第20条及び第21条を確認の上、チェックを入れてください。）

☒以下の役員には、欠格事由者が含まれません。（法第20条関係）

☒各役員について、親族の規定に違反していません。（法第21条関係）

2 役員一覧

	役 名 (どちらかに○)	(フリガナ)		報酬の有無 (どちらかに○)	役職名等
		氏 名			
1	☒ 理事・	フジイセンジュ		有・ ☒ 無	理事長
		藤井千寿			
2	☒ 理事・	オギノミツマサ		有・ ☒ 無	副理事長
		荻野光正			
3	☒ 理事・	ヤマイトオル		有・ ☒ 無	理事
		山井太			
4	・ ☒ 監事	ヤマダヒトシ		有・ ☒ 無	監事
		山田仁志			

令和8年度2026事業計画書

成立の日から令和9年3月31日まで
特定非営利活動法人 Ignite Field Campus

1 事業実施の方針

令和8年度は、特定非営利活動法人 Ignite Field Campus の設立初年度として、地域の自然環境、遊休資産、文化、産業、人材等の地域資源を活用し、持続可能なまちづくり及び地域人材育成に資する活動の基盤づくりを行う。

本年度は、オンラインを活用しつつ沖縄県を主な活動地域とし、空き家・空き地・遊休施設等の利活用可能性の調査、地域資源を活用した商品・サービス開発に向けた基礎的な検討、公共空間の利活用に関する小規模な社会実験、地域課題や地域資源に関する調査研究、ならびにその成果の情報発信を中心に実施する。事業の実施にあたっては、地域住民、自治体、地域団体、教育機関、地域事業者等との対話を重視し、地域の実情や課題を丁寧に把握しながら、将来的な地域活性化、環境保全、次世代人材育成につながる活動モデルの構築を目指す。

設立後の具体的な活動候補地の一つとして、沖縄県国頭郡本部町において、教育を起点とした地域魅力化及びまちづくりの取り組みを予定している。本部町は、豊かな自然環境、観光資源、地域産業、歴史・文化、人材等を有する一方で、人口減少、若者の地域離れ、地域産業の担い手不足、教育と地域社会の接続不足といった課題を抱えている。こうした地域課題に対し、本法人は、地域資源を子ども・若者の学びの機会として活用し、地域の高校、自治体、地域事業者、住民、研究機関等が連携することで、地域全体を学びのフィールドとする取り組みを推進する。本部町での実践を通じて、教育を起点とした地域魅力化のモデルを形成し、将来的には他地域にも展開可能な取り組みとして発展させることを目指している。

なお、初年度は会費収入を主な財源とし、会員及び協力者による無償または低廉な協力を得ながら、過度な支出を伴わない調査、企画、ワークショップ、情報発信等を中心に実施する。助成金、寄附金、委託事業等については、本年度の活動実績を踏まえて次年度以降の獲得を目指すものとし、本年度は法人運営体制の整備、地域との関係構築、事業実施の基礎づくりを重点的に行う。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業 (事業費の総費用【90】千円)

定款に記載された事業名	事業内容	日時	場所	従事者人数	受益対象者範囲	受益対象者人数	事業費(千円)
地域資源活用コンサルティング事業	地域の自然環境、歴史、文化、景観、商店街、地場産業、観光資源、人材等を調査・整理し、地域の魅力向上、地域課題の解決、地域資源の保全及び活用に向	通年	沖縄県 その他必要に応じて国内各地	5	地 域 住 民・地域 団体	約 50 名	30

	けた企画立案、助言、伴走支援及び実施支援を行う事業。 具体的には、本部町内に所在する沖縄県立本部高校を重要な地域資源の一つと位置付け、本部高校を中心に、地域探究学習、PBL、フィールドワーク、地域事業者へのヒアリング、地域資源の調査・発信、地域課題解決型プロジェクト等を実施する構想について、関係者との連携を進めている。本部高校が、単なる学校施設にとどまらず、町の未来を担う子ども・若者を育てる拠点となり、地域住民や事業者が教育に関わる場となることを目指している。						
地域マーケティング・教育研修事業	地域、商店街、事業者、団体、商品・サービス、観光資源等の魅力を発掘・整理し、ウェブサイト、SNS、動画、パンフレット、イベント等を活用した広報、PR、マーケティング及び情報発信を支援するとともに、児童、生徒、学生、若者、社会人等を対象とした探究学習、PBL、ワークショップ、講座、研修等を実施する事業。 本部町における教育・地域魅力化の取り組みをより発展させるため、沖縄科学技術大学院大学（OIST）との連携について協議・検討	通年	沖縄県 その他必要に応じて国内各地	5	地 域 住 民、自治 体	約 50 名	30

	を進めている。予定どおりに OIST との連携が具体化した場合には、OIST 関係者との交流機会、研究・教育資源を活用した学習プログラム、科学技術や国際交流をテーマとしたワークショップ等も実施候補として検討する。活動時期については、法人設立後、関係者との協議を踏まえ、初年度から小規模なワークショップ、フィールドワーク、地域事業者との対話、探究学習プログラム、情報発信活動等を試行的に実施し、その成果を踏まえて次年度以降の継続的な事業化を目指す。 さらに、これまでの検討内容を住民や地域関係者に分かりやすく伝えるため、本部町における教育・まちづくり構想を整理したチラシ案の作成も行っている。チラシ案では、「本部高校を、未来の町の柱へ。」という考え方を中心に、本部町全体を学びの場とする「本部町まるごと学びキャンパス」の構想を示し、学校、地域、行政、事業者、住民、研究機関等が連携して、子ども・若者の学びと地域の未来づくりを進める方向性を整理している。						
--	---	--	--	--	--	--	--

調査研究・地域連携プラットフォーム運営事業	まちづくり、地域活性化、観光振興、教育、人材育成、地域経済等に関する調査研究を行うとともに、地域住民、事業者、教育機関、行政、企業、NPO 等の連携を促進するための会議体、勉強会、交流会、相談窓口、オンラインコミュニティ等を企画及び運営する事業。 本部高校との討議においては、地域を題材とした探究学習やキャリア教育、地域事業者との連携、町内の自然・観光・産業資源を活用した学習機会の創出、地域外の若者や企業人材との交流等について検討している。これにより、生徒が本部町の魅力や課題を自ら学び、考え、発信し、将来の進路や地域との関わり方を主体的に考える機会をつくることを目指している。 また、OIST が有する科学技術分野の知見、研究者・学生等の人的資源、国際的な教育研究環境を、地域の子ども・若者の学びに接続することで、本部高校をはじめとする地域の教育活動の充実を図ることを目指している。 具体的には、本部高校の生徒等を対象に、自然環境、海洋、観光、地域産業、テクノロジー、国際交流等を題材とした探究学習、STEAM	通年	沖縄県 その他必要に応じて国内各地	5	地 域 住 民、自治 体	約 50 名	30
-----------------------	---	----	----------------------	---	--------------------	--------	----

	教育、研究者・学生との交流、キャリア教育、フィールドワーク、ワークショップ等を実施する可能性について検討している。これにより、地域の子どもたちが、地元の自然や産業を学ぶだけでなく、世界水準の研究や多様な価値観に触れ、自らの進路や地域の未来を主体的に考える機会を創出する。						
その他この法人の目的を達成するために必要な事業							

令和9年度 2027 事業計画書

令和9年4月1日から令和10年3月31日まで
特定非営利活動法人 Ignite Field Campus

1 事業実施の方針

令和9年度は、前年度に実施した地域資源の調査、関係者との対話、小規模な社会実験、教育・情報発信活動等の成果を踏まえ、特定非営利活動法人 Ignite Field Campus の活動基盤を継続的に発展させる年度とする。本年度は、オンラインを活用しつつ沖縄県を主な活動地域とし、地域の自然環境、遊休資産、文化、産業、人材等の地域資源を活用しながら、持続可能なまちづくり及び地域人材育成に資する活動を実施する。具体的には、空き家・空き地・遊休施設等の利活用可能性の検討、地域資源を活用した学習機会や地域交流の場づくり、公共空間の利活用に関する小規模な社会実験、地域課題や地域資源に関する調査研究、ならびにその成果の情報発信を中心に実施する。

事業の実施にあたっては、地域住民、自治体、地域団体、教育機関、地域事業者等との対話を重視し、前年度に把握した地域の実情や課題を踏まえながら、地域住民等の主体的な参加を促すことを重視する。また、地域内外の多様な関係者との連携を深め、地域活性化、環境保全、関係人口の創出、次世代人材育成につながる活動モデルの具体化を図る。

沖縄県国頭郡本部町において、昨年度に引き続き、教育を起点とした地域魅力化及びまちづくりの取り組みを継続して実施する。本部町は、豊かな自然環境、観光資源、地域産業、歴史・文化、人材等を有する一方で、依然として人口減少や若者の地域離れ、地域産業の担い手不足、教育と地域社会の接続不足といった課題を抱えている。

こうした地域課題に対し、本法人はこれまでの取組基盤を活かし、地域資源を子ども・若者の学びの機会としてさらに活用するとともに、地域の高校、自治体、地域事業者、住民、研究機関等との連携をより強固なものとし、地域全体を学びのフィールドとする取り組みを引き続き推進する。本部町での実践を重ねることで、教育を起点とした地域魅力化のモデルをより確固たるものとし、将来的には他地域にも展開可能な取り組みとして発展させることを目指す。

なお、本年度も会費収入を主な財源とし、会員及び協力者による無償または低廉な協力を得ながら、収支計画の範囲内で無理のない事業運営を行う。前年度の活動実績を踏まえ、法人運営体制の整備、地域との関係性の深化、事業実施方法の改善を図り、継続的かつ安定的な活動基盤の形成に取り組む。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業 (事業費の総費用【90】千円)

定款に記載された事業名	事業内容	日時	場所	従事者人数	受益対象者範囲	受益対象者人数	事業費(千円)
地域資源活用コンサルティング事業	地域の自然環境、歴史、文化、景観、商店街、地場産業、観光資源、人材等を調査・整理し、地域の魅力	通年	沖縄県 その他必要に応じて国内各	5	地 域 住 民・地域 団体	約 50 名	30

	向上、地域課題の解決、地域資源の保全及び活用に向けた企画立案、助言、伴走支援及び実施支援を行う事業。 具体的には、本部町内に所在する沖縄県立本部高校を重要な地域資源の一つと位置付け、本部高校を中心に、地域探究学習、PBL、フィールドワーク、地域事業者へのヒアリング、地域資源の調査・発信、地域課題解決型プロジェクト等を実施する構想について、関係者との連携を進めている。本部高校が、単なる学校施設にとどまらず、町の未来を担う子ども・若者を育てる拠点となり、地域住民や事業者が教育に関わる場となることを目指している。		地				
地域マーケティング・教育研修事業	地域、商店街、事業者、団体、商品・サービス、観光資源等の魅力を発掘・整理し、ウェブサイト、SNS、動画、パンフレット、イベント等を活用した広報、PR、マーケティング及び情報発信を支援するとともに、児童、生徒、学生、若者、社会人等を対象とした探究学習、PBL、ワークショップ、講座、研修等を実施する事業。 本部町における教育・地域魅力化の取り組みをより発展させるため、沖縄科学	通年	沖縄県 その他必要に応じて国内各地	5	地域住民、自治体	約 50 名	30

	技術大学院大学（OIST）との連携について協議・検討を進めている。予定どおりに OIST との連携が具体化した場合には、OIST 関係者との交流機会、研究・教育資源を活用した学習プログラム、科学技術や国際交流をテーマとしたワークショップ等も実施候補として検討する。活動時期については、法人設立後、関係者との協議を踏まえ、初年度から小規模なワークショップ、フィールドワーク、地域事業者との対話、探究学習プログラム、情報発信活動等を試行的に実施し、その成果を踏まえて次年度以降の継続的な事業化を目指す。 さらに、これまでの検討内容を住民や地域関係者に分かりやすく伝えるため、本部町における教育・まちづくり構想を整理したチラシ案の作成も行っている。チラシ案では、「本部高校を、未来の町の柱へ。」という考え方を中心に、本部町全体を学びの場とする「本部町まるごと学びキャンパス」の構想を示し、学校、地域、行政、事業者、住民、研究機関等が連携して、子ども・若者の学びと地域の未来づくりを進める方向性を整理している。						
--	---	--	--	--	--	--	--

調査研究・地域連携プラットフォーム運営事業	まちづくり、地域活性化、観光振興、教育、人材育成、地域経済等に関する調査研究を行うとともに、地域住民、事業者、教育機関、行政、企業、NPO 等の連携を促進するための会議体、勉強会、交流会、相談窓口、オンラインコミュニティ等を企画及び運営する事業。 本部高校との討議においては、地域を題材とした探究学習やキャリア教育、地域事業者との連携、町内の自然・観光・産業資源を活用した学習機会の創出、地域外の若者や企業人材との交流等について検討している。これにより、生徒が本部町の魅力や課題を自ら学び、考え、発信し、将来の進路や地域との関わり方を主体的に考える機会をつくることを目指している。 また、OIST が有する科学技術分野の知見、研究者・学生等の人的資源、国際的な教育研究環境を、地域の子ども・若者の学びに接続することで、本部高校をはじめとする地域の教育活動の充実を図ることを目指している。 具体的には、本部高校の生徒等を対象に、自然環境、海洋、観光、地域産業、テクノロジー、国際交流等を題材とした探究学習、STEAM	通年	沖縄県 その他必要に応じて国内各地	5	地 域 住 民、自治 体	約 50 名	30
------------------------------	---	-----------	------------------------------	----------	-----------------------------	---------------	-----------

	教育、研究者・学生との交流、キャリア教育、フィールドワーク、ワークショップ等を実施する可能性について検討している。これにより、地域の子どもたちが、地元の自然や産業を学ぶだけでなく、世界水準の研究や多様な価値観に触れ、自らの進路や地域の未来を主体的に考える機会を創出する。						
その他この法人の目的を達成するために必要な事業							

令和8年度 活動予算書（その他事業がない場合）

特定非営利活動法人Ignite Field Campus

(単位：円)

科	目	金 額	小計・合計
【A】 経 常 収 益			
1	受取会費		210,000
	正会員受取会費	210,000	
	賛助会員受取会費	0	
2	受取寄附金		0
	受取寄附金	0	
	施設等受入評価益	0	
3	受取助成金等		0
	受取補助金	0	
4	事業収益		0
	地域資源活用コンサルティング事業収益	0	
	地域マーケティング・教育研修事業	0	
	調査研究・地域連携プラットフォーム運営事業	0	
	その他この法人の目的を達成するために必要な事業収益	0	
5	その他の収益		0
	受取利息	0	
経 常 収 益 計			210,000
【B】 経 常 費 用			
1	事業費		0
	(1) 人件費		
	給料手当	0	
	役員報酬	0	
	退職給付費用	0	
	福利厚生費	0	
	(2) その他経費		90,000
	会議費	30,000	
	旅費交通費	40,000	
	施設等評価費用	0	
	減価償却費	0	
	印刷製本費	10,000	
	消耗品費	10,000	
事業費計			90,000
2	管理費		0
	(1) 人件費		
	役員報酬	0	
	給料手当	0	
	退職給付費用	0	
	福利厚生費	0	
	(2) その他経費		50,000
	消耗品費	10,000	
	水道光熱費	0	
	通信運搬費	0	
	地代家賃	0	
	旅費交通費	40,000	
	減価償却費	0	
管理費計			50,000
経 常 費 用 計			140,000
当 期 経 常 増 減 額 【A】－【B】・・・①			70,000
【C】 経 常 外 収 益			
	固定資産売却益	0	
	過年度損益修正益	0	
経 常 外 収 益 計			0
【D】 経 常 外 費 用			
	固定資産売却損	0	
	災害損失	0	
	過年度損益修正損	0	
経 常 外 費 用 計			0
当 期 経 常 外 増 減 額 【C】－【D】・・・②			0
税 引 前 当 期 正 味 財 産 増 減 額 ①+②・・・③			70,000
	法人税、住民税及び事業税・・・④		70,000
	設立時正味財産額・・・⑤		0
次 期 繰 越 正 味 財 産 額 ③－④+⑤			0

令和9年度 活動予算書（その他事業がない場合）

特定非営利活動法人Ignite Field Campus

（単位：円）

科	目	金 額	小計・合計
【A】 経 常 収 益			
1	受取会費		140,000
	正会員受取会費	140,000	
	賛助会員受取会費	0	
2	受取寄附金		0
	受取寄附金	0	
	施設等受入評価益	0	
3	受取助成金等		0
	受取補助金	0	
4	事業収益		0
	地域資源活用コンサルティング事業収益	0	
	地域マーケティング・教育研修事業	0	
	調査研究・地域連携プラットフォーム運営事業	0	
	その他この法人の目的を達成するために必要な事業収益	0	
5	その他の収益		0
	受取利息	0	
経 常 収 益 計			140,000
【B】 経 常 費 用			
1	事業費		0
	（1）人件費		0
	給料手当	0	
	役員報酬	0	
	退職給付費用	0	
	福利厚生費	0	
	（2）その他経費		90,000
	会議費	30,000	
	旅費交通費	40,000	
	施設等評価費用	0	
	減価償却費	0	
	印刷製本費	10,000	
	消耗品費	10,000	
事業費計			90,000
2	管理費		0
	（1）人件費		0
	役員報酬	0	
	給料手当	0	
	退職給付費用	0	
	福利厚生費	0	
	（2）その他経費		50,000
	消耗品費	10,000	
	水道光熱費	0	
	通信運搬費	0	
	地代家賃	0	
	旅費交通費	40,000	
	減価償却費	0	
管理費計			50,000
経 常 費 用 計			140,000
当 期 経 常 増 減 額 【A】－【B】・・・①			0
【C】 経 常 外 収 益			
	固定資産売却益	0	
	過年度損益修正益	0	
経 常 外 収 益 計			0
【D】 経 常 外 費 用			
	固定資産売却損	0	
	災害損失	0	
	過年度損益修正損	0	
経 常 外 費 用 計			0
当 期 経 常 外 増 減 額 【C】－【D】・・・②			0
税 引 前 当 期 正 味 財 産 増 減 額 ①＋②・・・③			0
	法人税、住民税及び事業税・・・④		70,000
	前期繰越正味財産額・・・⑤		0
次 期 繰 越 正 味 財 産 額 ③－④＋⑤			-70,000

特定非営利活動法人Ignite Field Campus 設立趣旨書

1. 趣旨

近年、地域社会においては、人口減少、担い手不足、空き家・空き地・遊休施設等の増加、地域資源の未活用、地域内外の交流機会の不足といった課題が顕在化しています。また、自然環境、文化、産業、暮らし、人材等の地域資源は、まちづくり、環境保全、観光振興、地域経済の活性化、次世代人材の育成と深く関係しており、総合的かつ継続的な取組が必要です。私たちは、地域資源の保全と活用を基盤に、人の流れや学びの機会を生み出し、持続可能な地域社会の実現に貢献したいと考えています。具体的には、空き家・空き地・遊休施設等の利活用、公共空間を活用した交流・学び・にぎわいの場づくり、地域課題や地域資源に関する調査研究、教育プログラムの企画、情報発信等を行います。

これらの活動を継続的かつ責任ある形で実施し、地域住民、自治体、地域団体、教育機関、事業者等との連携を進めるためには、法人格を取得し、活動目的、組織体制、責任の所在を明確にすることが必要です。

そこで私たちは、特定非営利活動法人 Ignite Field Campus を設立し、地域資源の保全及び活用、まちづくり及び地域活性化、教育・調査研究及び情報発信に関する事業を通じて、持続可能な地域社会の形成と次世代人材の育成に寄与していきたいと考えています。

2. 申請に至るまでの経緯

地域における活力の低下や担い手不足、地域資源の未活用といった課題に対応するため、関係者間で、まちづくり及び地域活性化に関する活動の必要性や具体的な手法について検討を進めてきました。

令和8年3月以降は、関係者による会合を重ね、事業内容、設立趣旨、定款、事業計画、活動予算及び役員体制等について検討を行いました。

その結果、令和8年4月25日に設立総会を開催し、特定非営利活動法人 Ignite Field Campus の設立及び所轄庁への申請を正式に決定しました。

令和8年4月25日

特定非営利活動法人Ignite Field Campus 設立代表者

住所

氏名 藤井千寿